

日本生理学会次期理事長選出規程

(2006年11月25日 常任幹事会決定)
(2007年3月19日 常任幹事会改定)
(2010年12月11日 常任幹事会改定)
(2012年3月28日 常任幹事会改定)
(2013年3月29日 理事会改定)
(2013年11月23日 理事会改定)
(2014年11月 理事会改定)
(2015年3月 理事会改定)

I. 次期理事長候補推薦委員会

1. 次期理事長候補者の推薦は理事会が設置する「次期理事長候補推薦委員会」が行う。
2. 本推薦委員会は7名の委員で構成する。
3. 本推薦委員は次期に理事の任をはなれる現理事の中から選ばれる。
4. 本推薦委員は現理事の選挙によって選ばれる。
5. 本選挙の際に選挙人は、研究領域、出身学部、所属地区に極端な偏りのないように配慮しつつ、7名不完全連記によって投票する。
6. 本推薦委員の任期は選出された時点から選挙結果が報告・承認されるまでとする。
7. 本推薦委員会は理事長によって招集され、委員長は委員の互選によって決められる。
8. 本推薦委員会は次期理事長候補者にふさわしい会員を自ら探すとともに、評議員10名以上が推薦する者及び立候補した会員も第一次候補者として推薦する。
9. 本推薦委員の中から第一次候補者が出た場合には、本人の意思を確認の上で推薦委員を辞退させ、次点得票者をその後任にあてる。
10. 本推薦委員会はこれら推薦された第一次候補者から3名以上の第二次候補者を選出し、推薦理由を付して理事長に提出する。

II. 次期理事長選出法

1. 理事長は次期理事長候補推薦委員会から推薦された第二次候補者のすべてから、略歴（職歴、研究歴、学会活動歴）、研究・教育活動概要、学会運営抱負を評議員への公開資料として取り寄せる。
2. 理事長は、第二次候補者名、推薦理由および上記公開資料を選挙管理委員会に提出し、評議員による選挙の実施を求める。
3. 選挙管理委員会は、現理事長の任期満了の1年前に次期理事長の選出ができるよう、評議員による最終候補者選出選挙を実施する。
4. 選挙管理委員会は最多得票者を理事長最終候補者とし、選挙結果を公表する。但し、最多得票者の得票数が有効投票数の過半数に満たない場合は上位2名による決選投票を、上位得票者の得票が同数の場合には、それら上位得票者による決戦投票を行う。決戦投票は最多得票者が1名となるまで実施し、その最多得票者を理事長最終候補者とする。そして、その結果を現理事長に報告する。
5. 理事長最終候補者が理事である場合は、理事会で審議の上、理事長最終候補者を次期理事長に選出する。
6. もし、理事長最終候補者が理事で無い場合には、選挙終了後初めての社員総会で現理事長からの提案により、この理事長最終候補者を審議のうえ、理事として選出する。理事会は審議の上、理事として選出された理事長最終候補者を次期理事長に選出する。次期理事長の理事としての任期は、理事長の任期が終了するまでとする。

Ⅲ. 次期理事長、理事長、副理事長

1. 次期理事長は、1年間理事として、理事長職務の引き継ぎを行う。
2. 次期理事長は、1年間の引き継ぎの後、4年間の任期で理事長を務める。理事長は、継続して4年を超えて再任できない。
3. 次期理事長は副理事長候補者（6名まで）を会員の中から指名し、任期開始直前の理事会または社員総会の承認を受ける。
4. 副理事長候補者が理事でない場合には、次期理事長の任期開始直前の社員総会で現理事長からの提案により、理事として選出する。
5. 副理事長の任期は理事長の任期と同じとする。
6. 理事長・副理事長の選出の結果、地区別理事、特別幹理事に欠員が生じる場合は、各々理事選挙規則、特別幹理事の選出に関わる内規に基づき選任する。